

平成 29 (2017) 年版

広島県の男女共同参画に関する年次報告

広 島 県

～本書について～

趣 旨

広島県男女共同参画推進条例（平成 13 年条例第 42 号）第 12 条の規定による年次報告として、広島県における男女共同参画の現状及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を取りまとめ、広く県民の皆様や事業者等に明らかにするためのものです。

本書を通じて、県民の皆様一人ひとりが、男女共同参画についての理解を一層深めていただき、男女共同参画社会の実現のための資料として、御活用いただければ幸いです。

構 成

第 1 部から第 4 部及び資料編から構成されており、第 1 部から第 3 部については、広島県男女共同参画基本計画（第 4 次）の施策の体系に沿って、取りまとめています。

第 1 部 広島県の男女共同参画の現状

第 2 部 平成 28（2016）年度に県が実施した主な施策

第 3 部 平成 29（2017）年度に県が実施しようとする施策

第 4 部 市町の取組

資料編

目 次

平成 29（2017）年版の概要	1
広島県の男女共同参画行政の枠組み	2
広島県男女共同参画基本計画（第 4 次）の施策の体系	3

第 1 部 広島県の男女共同参画の現状

1 データから見た県の男女共同参画の現状	5
【環境づくり】	5
【人づくり】	24
【安心づくり】	26
2 県の男女共同参画に関する指標	32

第 2 部 平成 28（2016）年度に県が実施した主な施策

1 男女共同参画施策の実施状況	35
【環境づくり】	35
1 職場における女性の活躍促進	35
2 地域社会活動における男女共同参画の推進	41
3 男女共同参画の推進に向けた体制の整備	43
【人づくり】	45
1 男女共同参画の推進に向けた広報・啓発の充実	45
2 男女共同参画を推進する教育と研修の充実	46
【安心づくり】	47
1 生涯を通じた健康対策の推進	47
2 女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた取組の推進	48
3 誰もが安心して暮らし、自立できるための支援	50
2 広島県男女共同参画基本計画（第 4 次）指標フォローアップ一覧	56

第3部 平成29(2017)年度に県が実施しようとする施策

【環境づくり】	61
1 職場における女性の活躍促進	61
2 地域社会活動における男女共同参画の推進	66
3 男女共同参画の推進に向けた体制の整備	67
【人づくり】	68
1 男女共同参画の推進に向けた広報・啓発の充実	68
2 男女共同参画を推進する教育と研修の充実	69
【安心づくり】	69
1 生涯を通じた健康対策の推進	69
2 女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた取組の推進	71
3 誰もが安心して暮らし、自立できるための支援	73

第4部 市町の実取組

1 市町の男女共同参画の実取組状況等	77
2 市町における男女共同参画の状況の推移	78
3 市町の議員の状況	79
4 市町の審議会等委員の状況	80
5 市町の職員及び管理職(課長相当職以上)の状況	81
6 市町の男女共同参画行政担当窓口	82

資料編

1 広島県男女共同参画推進条例	83
2 広島県男女共同参画審議会	85
3 広島県男女共同参画施策推進協議会設置要綱	86
4 男女共同参画に関する相談機関・関係機関一覧	88
5 「エソール広島」(広島県女性総合センター)の概要	90
6 男女共同参画に関する国内外の動き	92

平成 29（2017）年版の概要

第 1 部 広島県の男女共同参画の現状

「環境づくり」「人づくり」「安心づくり」という基本的な視点ごとに、データから見た本県の現状について、グラフや表を用いて解説しています。

第 2 部 平成 28（2016）年度に県が実施した主な施策

「広島県男女共同参画基本計画（第 4 次）」（平成 28（2016）年 3 月策定）において、具体的施策の推進期間（平成 28（2016）～32（2020）年度）の初年度となる平成 28（2016）年度に県が実施した施策のうち、主なものについて取りまとめています。

1 男女共同参画施策の実施状況

平成 28（2016）年度の実施状況について、「環境づくり」「人づくり」「安心づくり」という三つの基本的な視点ごとに記載しています。

重点的に取り組む項目（重点項目）については、次のとおりです。

重点項目	取組内容
自らの意志によって職業生活を営み、又は営もうとする女性が個性と能力を十分に発揮することができる、「職場における女性の活躍」	「両立支援企業登録制度等登録状況」や「主な保育・子育てサービス関係事業の実施状況」等を記載しています。 また、「女性の就職総合支援実施状況」や、ワンストップ雇用労働情報サイト「わーくわくネットひろしま」等について記載しています。
様々な立場の人の理解が深まり行動に現れるよう、多様な機会を通じた「男女共同参画の推進に向けた広報・啓発の充実」	「広島県男女共同参画研修会開催状況」等について記載しています。

2 広島県男女共同参画基本計画（第 4 次）指標フォローアップ一覧

基本計画（第 4 次）（平成 28（2016）年 3 月策定）において目標値を設定している指標について、平成 28 年度の現況値を記載しています。

第 3 部 平成 29（2017）年度に県が実施しようとする施策

平成 29（2017）年度に県が実施しようとする施策について、事業概要、予算額及び担当機関を記載しています。

第 4 部 市町の取組

市町における男女共同参画の状況等を記載しています。

広島県の男女共同参画行政の枠組み

広島県男女共同参画推進条例（平成 13 年広島県条例第 42 号）＜平成 14 年 4 月 1 日施行＞

【条例の基本理念】 ～ 男女共同参画を進める上で基本となる考え方 ～

- 1 男女の人権の尊重
- 2 社会における制度又は慣行についての配慮
- 3 政策等の立案及び決定への共同参画の機会の確保
- 4 家庭生活における活動と他の活動の両立
- 5 国際的協調

資料編 83～84 ページ参照

具体化

広島県男女共同参画基本計画

【具体的施策の推進期間】

- | | |
|---------------------------|------------------------|
| 第 1 次（平成 15（2003）年 2 月策定） | 平成 15（2003）～17（2005）年度 |
| 第 2 次（平成 18（2006）年 3 月策定） | 平成 18（2006）～22（2010）年度 |
| 第 3 次（平成 23（2011）年 3 月策定） | 平成 23（2011）～27（2015）年度 |
| 第 4 次（平成 28（2016）年 3 月策定） | 平成 28（2016）～32（2020）年度 |

【基本的な視点】

- 《環境づくり》 ～ しっかりとした環境を創る ～
- 《人づくり》 ～ 実践する人を創る ～
- 《安心づくり》 ～ 私たちが安心して暮らすことができる社会を創る ～

【重点項目】

- 自らの意志によって職業生活を営み、又は営もうとする女性が個性と能力を十分に発揮することができるための、「職場における女性の活躍促進」
- 様々な立場の人の男女共同参画への理解が深まり行動に現れるための、多様な機会を通じた「男女共同参画の推進に向けた広報・啓発の充実」

3 ページ参照

総合的推進

広島県男女共同参画審議会

[組織] 知事の附属機関
委員：15 人以内

[機能] 知事の諮問に応じ、広島県男女共同参画基本計画の策定・改定や男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策を調査審議

資料編 85 ページ参照

広島県男女共同参画施策推進協議会

[組織] 全庁的な推進体制
会 長：環境県民局県民生活部長
副会長：人権男女共同参画課長
委 員：各部局幹事課長

[機能] 広島県男女共同参画基本計画に掲げる広範な施策を総合的・積極的に推進

資料編 86～87 ページ参照

広島県男女共同参画基本計画（第4次）の施策の体系

基本的な視点

基本となる施策の方向 / 県の施策

環境づくり

しっかりとした環境を創る

1 職場における女性の活躍促進

- (1) 女性の活躍促進に向けた雇用環境の整備
- (2) 農林水産業及び商工業等の事業活動や創業における女性の活躍促進
- (3) 再就職等女性の就業に向けた環境の整備
- (4) 仕事と家庭が両立できる制度の充実
- (5) 男性の家庭への参画の促進

2 地域社会活動における男女共同参画の推進

- (1) 政策・方針の立案及び決定過程への男女共同参画の促進
- (2) 地域社会活動における男女共同参画の推進

3 男女共同参画の推進に向けた体制の整備

- (1) 県の推進体制の充実等
- (2) 広島県女性総合センター機能の充実・強化
- (3) 市町等との連携強化・取組支援

人づくり

実践する人を創る

1 男女共同参画の推進に向けた広報・啓発の充実

- (1) 男女共同参画を推進するための啓発の充実
- (2) 各種メディアにおける男女共同参画の視点に配慮した表現の促進

2 男女共同参画を推進する教育と研修の充実

- (1) 男女共同参画を推進する教育の充実
- (2) 研修の充実・支援

安心づくり

私たちが安心して暮らす
ことができる社会を創る

1 生涯を通じた健康対策の推進

- (1) 生涯を通じた健康対策の推進
- (2) 妊娠・出産等に関する健康支援

2 女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた取組の推進

- (1) 配偶者等からの暴力を防止し、被害者を保護するための取組の推進
- (2) セクシュアルハラスメント、ストーカー事案等女性に対するあらゆる暴力への対策の推進

3 誰もが安心して暮らし、自立できるための支援

- (1) 困難を有する人への男女共同参画の視点に立った支援
- (2) 男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の整備